

## 【18FDGPET、PET/CT保険適用の注意点】

○平成30年4月の診療報酬改定で、「高安動脈炎等の大血管炎」に適用が拡大された。適用の拡大にともなって、いっそう適正なPETおよびPET/CT検査の実施が求められており、18FDGPET、PET/CT診療ガイドライン2018では以下の保険範囲内で実施することが推奨されている。

○18FDGを用いたポジトロン断層撮影については、てんかん若しくは心疾患の診断又は悪性腫瘍（早期胃癌を除き、悪性リンパ腫を含む）の病期診断又は転移・再発の診断を目的とし、次の表に定める要件を満たす場合に限り適用されます。

## 1 保険適用要件

平成30年4月1日以降の適用疾患、適用要件

1 てんかん	難治性部分てんかんで外科切除が必要とされる患者。
2 心疾患	虚血性心疾患による心不全患者における心筋組織のバイアビリティ診断(他の検査で判断のつかない場合に限る。)、心サルコイドーシスの診断(心臓以外で類上皮細胞肉芽腫が陽性でサルコイドーシスと診断され、かつ心臓病変を疑う心電図又は心エコー所見を認める場合に限る)又は心サルコイドーシスにおける炎症部位の診断が必要とされる患者。
3 悪性腫瘍(早期胃癌を除き、悪性リンパ腫を含む。)	他の検査、画像診断により病期診断、転移・再発の診断が確定できない患者。
4 大型血管炎 (高安又は巨細胞性動脈炎)	すでに大型血管炎と診断のついている方で、他の検査で病変の局在又は活動性の判断のつかない方。

## 2 その他の注意点

実際の診療では、以下の保険診療の原則を順守することが求められる。保険診療にあつては、診療報酬に規定された適用にのみ用いる。

保険診療の適用に該当しない疾患では臨床研究、あるいは、自由診療として行う。（但し当院では原則として自由診療はできない）

混合診療は、原則的に禁止されているので注意する。